

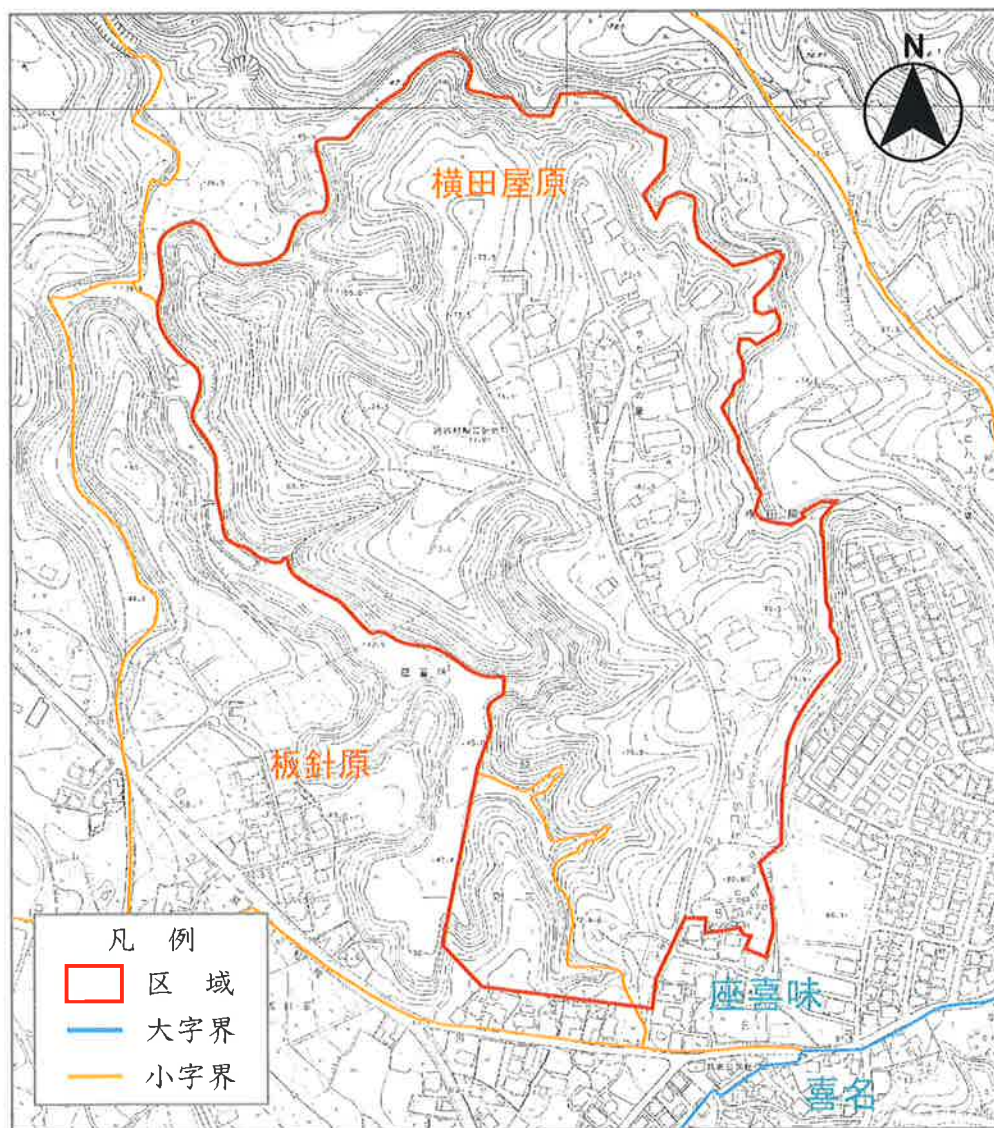
ヤチムンの里景観地区  
運用マニュアル概要版



## ヤチムンの里景観地区対象区域・地区の概要

ヤチムンの里地区は読谷村の伝統的な産業文化であるヤチムンづくりの拠点となっており、そこで働く人たちが自ら地区の整備を行い、独自の景観を形成してきました。

しかし、近年では地区内及び周辺において住宅等の建設が行われるなど、新たな開発が懸念されており、現在の文化的景観を保全するため、地区の土地利用や景観形成を制限・誘導する必要に迫られています。



区域は、ヤチムンの里地区の北側及び西側の緑地の谷、東側ゴルフ場、南側ヤチムンの里入口近辺を境界とし、ヤチムンの里全体とバッファゾーンとなる緑地を含めた区域を設定します。

## 景観地区の目標・基本方針

豊かな文化的土壌、暮らしと手仕事結びついた人間的な生活空間の景観形成及び保全を目的に、ヤチムンの里地区を景観地区に指定します。

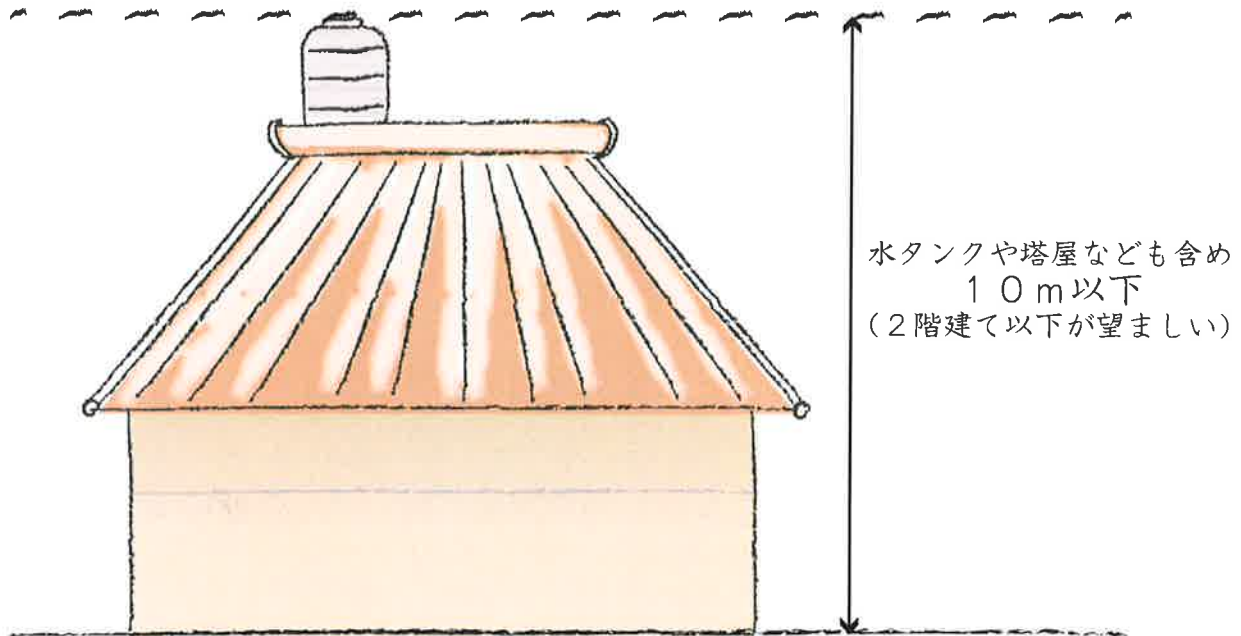
伝統的な産業の集積地区としての特性を生かし、やちむん等当地で扱う素材を積極的に活用し、緑・ナー（庭）・アマハジ等によって暮らしと手仕事の結びついた生活空間の景観形成に取り組みます。また、周辺集落とのバッファとなる谷の緑を保全します。

## 建築物の基準

建築物とは、住宅をはじめとする一般的な建物のことで、ヤチムンの里景観地区内の良好な景観形成を図るため、建築物全てに対して、高さ・色彩等の基準を設けます。

### ◆建築物の高さについて

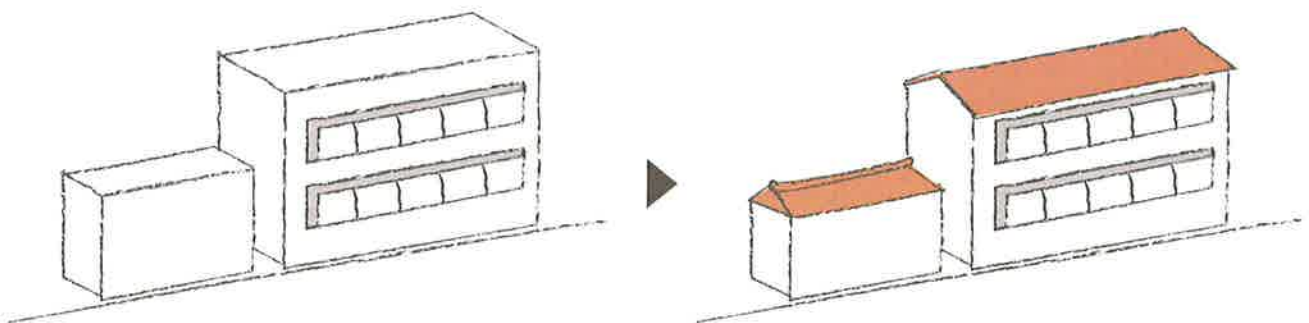
統一感のあるまちなみを形成し、通風や採光など住環境のゆとりを確保するために建築物の高さの最高限度を10メートル以下（2階建て以下が望ましい）とします。



※地盤面は、建築基準法施行令に基づく地盤面とします。

### ◆建築物の屋根の形態意匠について

屋根は勾配屋根が望ましい。また用いる素材は赤瓦が望ましく、周辺と調和する素材を使用することとします。素材本来の色を生かし、人工着色の場合は、彩度4以下\*で落ち着いた色彩とします。



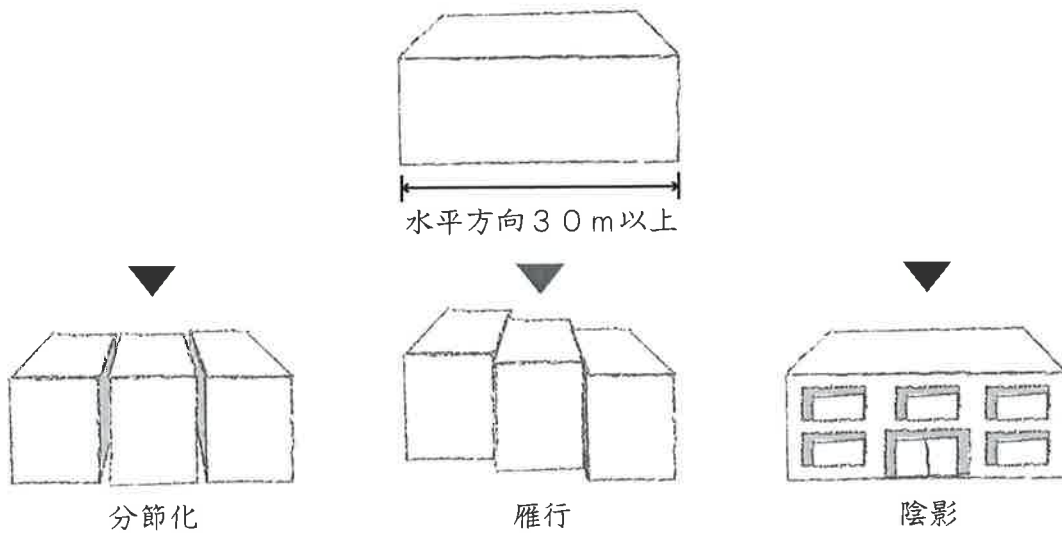
※「彩度」はマンセル値で表記しており、マンセル値の詳細は4ページをご確認ください。

## ◆建築物の外壁の形態意匠について

周辺景観との調和を図り、歩行者等に圧迫感・威圧感を与えないよう、外壁の形態や色彩について制限を行います。

### 【形態】

外壁の水平方向が30メートル以上の建築物は、分節化等により周辺環境と調和を図ります。

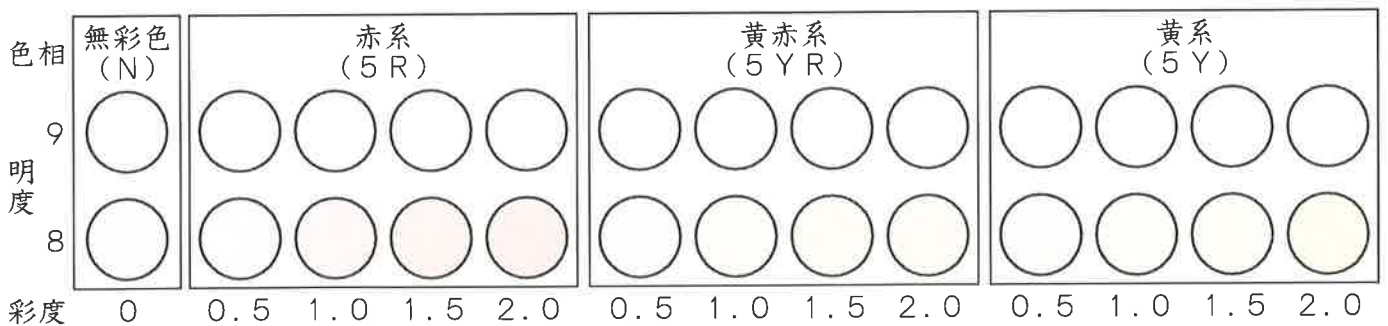


### 【色彩】

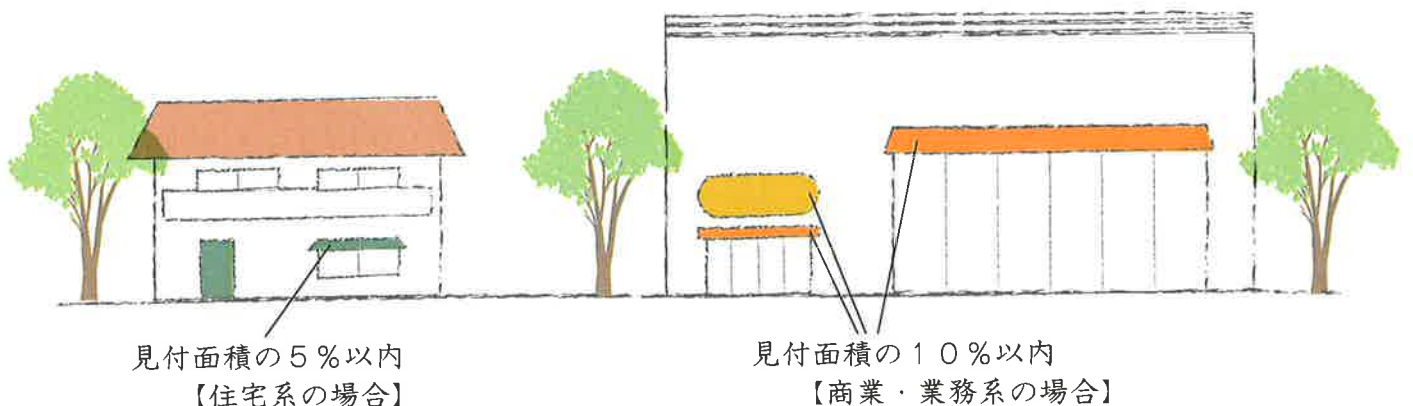
外壁に用いる基調色は、無彩色又はマンセル値で赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）の色相で、明度8以上、彩度2以下とします。なお、自然素材や無着色のガラスは適用除外とします。

基調色以外の色彩を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。

## ◆外壁の色彩例（これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは異なります。）



## ◆基調色以外の色彩の使用例

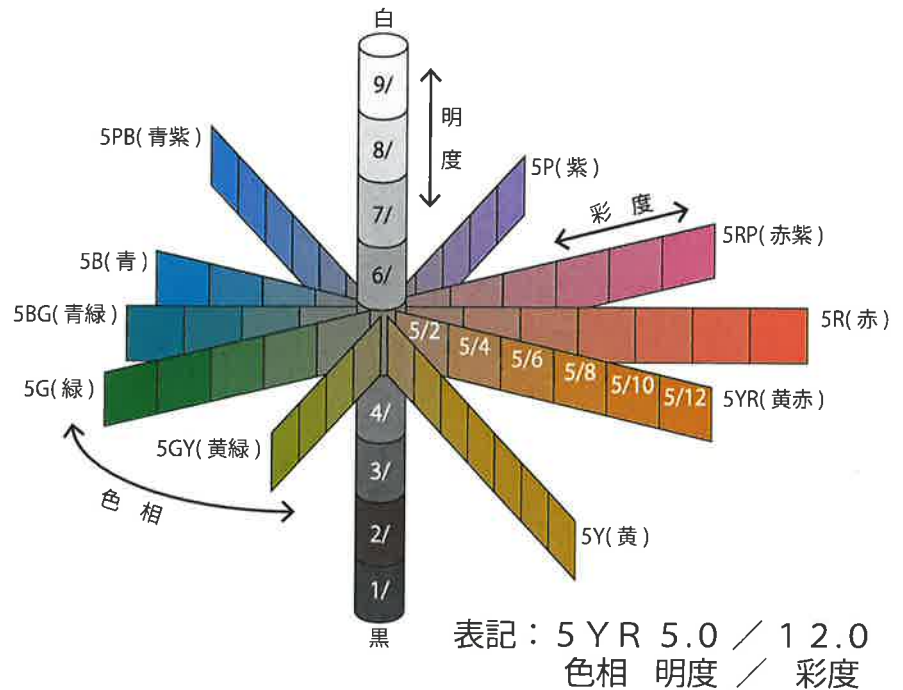


◆『マンセル値』について

色彩を正確かつ客観的に表すために、日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」という色彩のものさしを採用します。マンセル値は、一つの色彩を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの属性を数値で組み合わせて表すことによって、赤や青、黄色といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

▶色相

色相は「いろあい」を表し、赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）の10色を基本色としています。ひとつの色相を10分割し、それぞれの色相の中間色を5として、「10R」、「5Y」などのように表します。

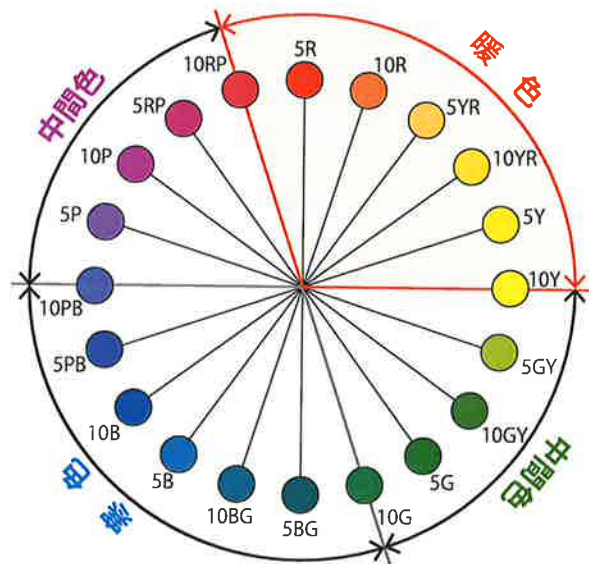


▶明度

明度は「あかるさ」の度合いを0～10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

▶彩度

彩度は「あざやかさ」の度合いを0～16程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、灰色、黒などの無彩色の彩度は0になります。鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度になります。



▶マンセル記号（表記方法）

マンセル記号は、例えば有彩色（色味のある色）の場合は、「5 Y R 5.0 / 12.0」の様に色相、明度、彩度の順に組み合わせて表記します。無彩色（白、灰色、黒）の場合は、「N 4.0」の様に、ニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

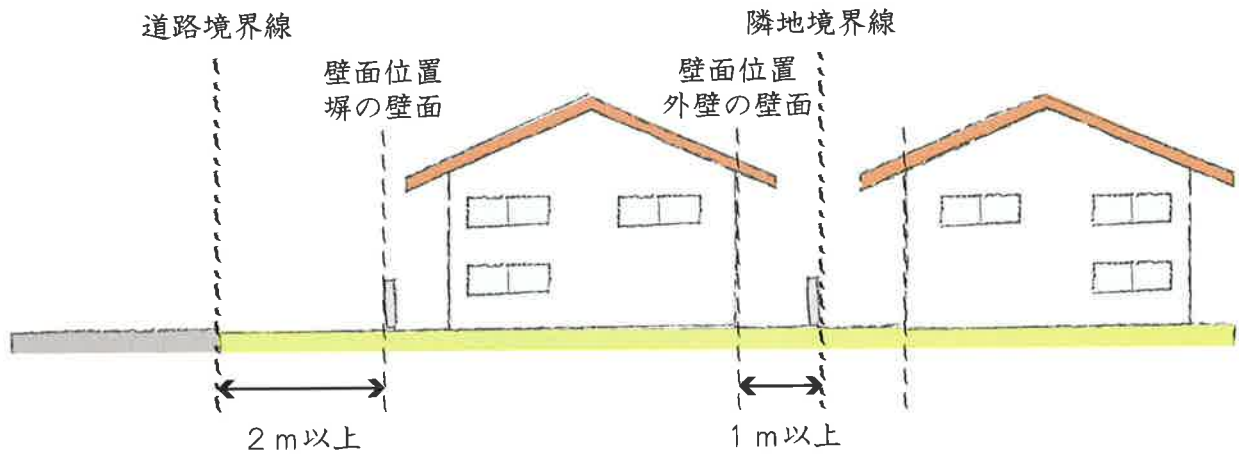
▶外壁に使用できる基調色

外壁に使用できる基調色は、白又は暖色系の色となります。暖色系は赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）の3色となっています。

中間色と寒色は基調色以外となるため、使用できる範囲が限定されます。

## ◆壁面の位置について

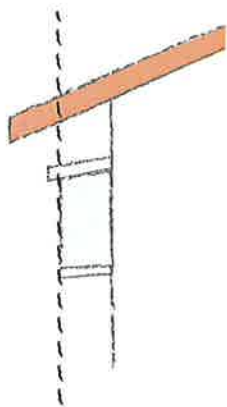
安全でゆとりある歩行空間及び通風や採光を確保するため、壁面の位置の制限を行います。建築物の外壁、擁壁や垣、柵、塀などの工作物の壁面の位置は、道路などの公共の場所に接する境界線から2.0メートル以上後退させます。また、隣地境界線からは1.0メートル以上後退させます。



## ◆壁面とみなす建築部位

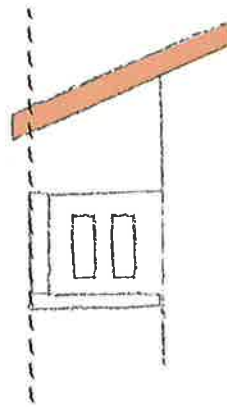
出窓、バルコニーやベランダ、外階段などは壁面とみなし、道路境界線や隣地境界線から後退させなければなりません。

壁面位置



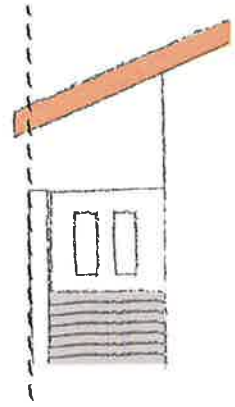
出窓は壁面とみなし、後退させなければなりません。

壁面位置



バルコニー・ベランダ・外廊下等は壁面とみなし、後退させなければなりません。

壁面位置

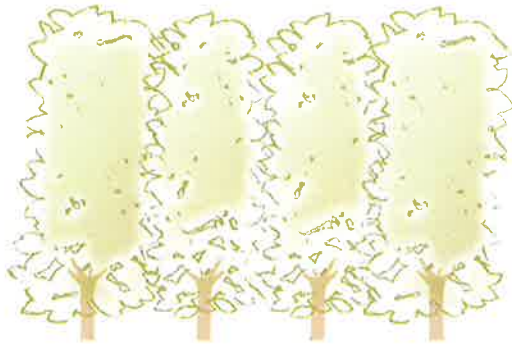


外階段等は壁面とみなし、後退させなければなりません。

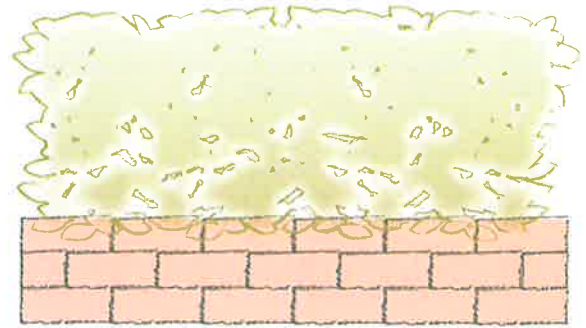
## ◆垣・柵・塀などの意匠について

緑豊かで開放的な空間を創出するといった景観的観点や、災害時のブロック塀の崩壊を防ぐなどの防災的観点から、できる限り生け垣や木材、石材などの自然素材を用いることとします。石材やブロック等を用いる場合は、1.0メートル以下を原則とし、それを超える場合は透視性のあるデザインとします。なお、素材や色彩は周囲の景観に配慮したものを採用することとします。

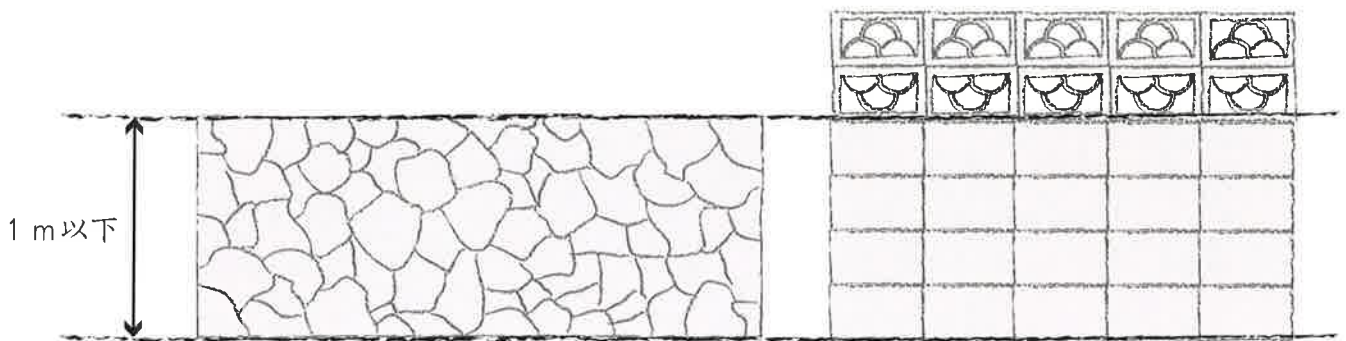
## ◆好ましい垣・塀の形態



屋敷林などの背丈の高い樹木で囲う場合は高さに制限を設けません。



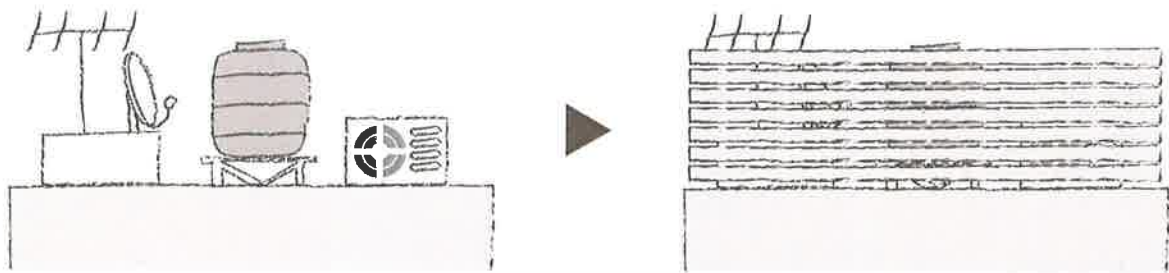
生け垣に植栽柵を用いる場合、植栽柵の高さは1 m以下を原則とします。



石材やブロック等を用いる場合は1 m以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバーなど透視性のあるデザインとします。

## ◆建築物のその他の形態意匠について

建築物の外壁に設置するエアコンの室外機、屋上に設置する水タンクやアンテナなどの建築設備等の付属物は、建築物本体及び周辺の景観と調和を図り、露出させないよう遮へいに努めることとします。やむを得ない場合は、できる限り建築物と一体となった意匠とし、目立たないようにします。



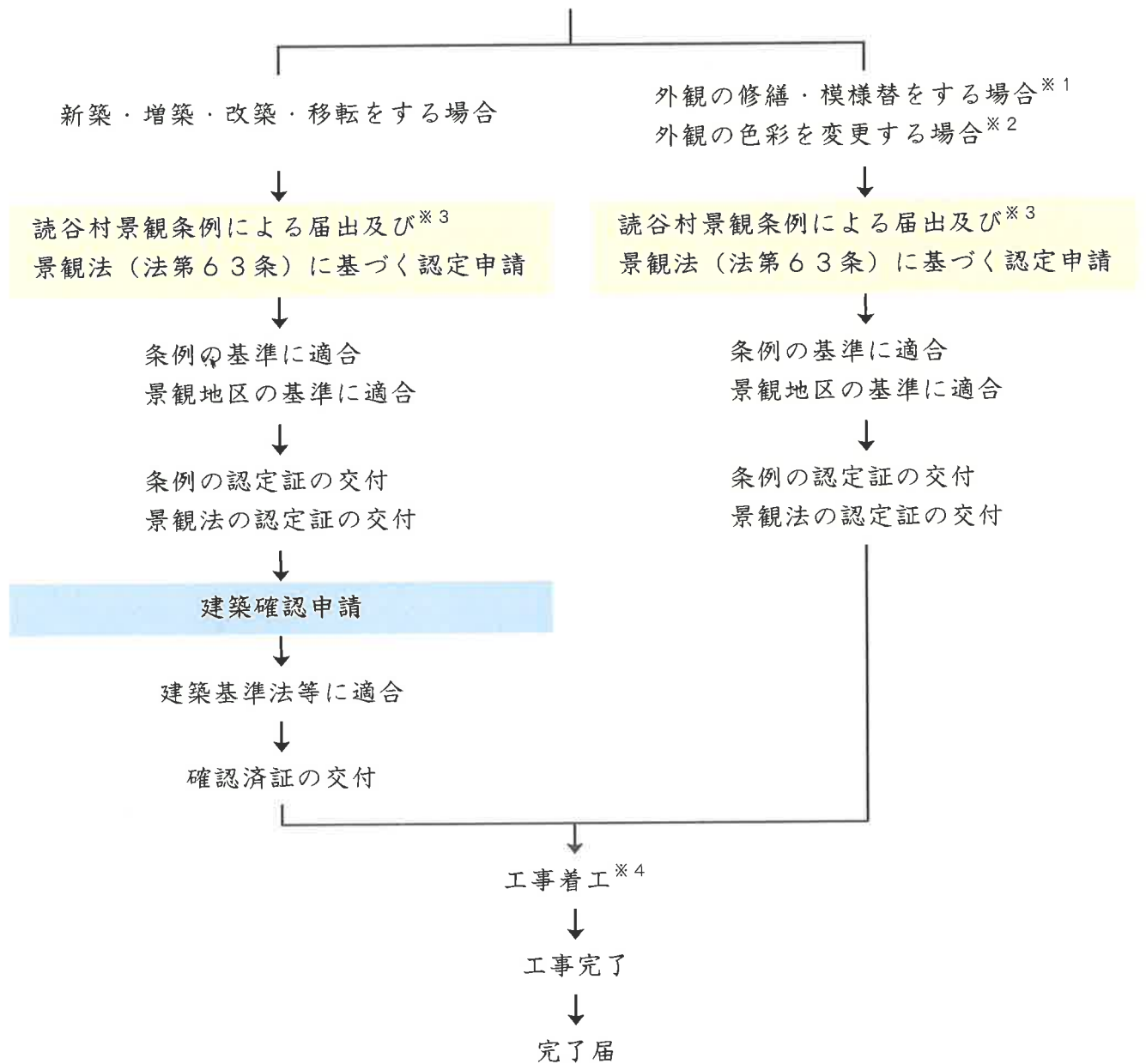
道路などの公共用空地から露見しないよう、屋上にある付属物はルーバーなどで隠すなどして、遮へいするようにします。

外壁にある付属物はベランダの見えにくい場所へ設置するなどの工夫を行います。

## 手続きの流れ

本パンフレットに記載されている建築物の基準を満たしていない場合、建築確認申請が下りず、工事着手ができなくなります。工事完了後は完了届出を行ってください。

ヤチムンの里景観地区内で建築物の建築等及び修繕等を行う場合



- ※ 1：外観の修繕、模様替をする場合とは、屋根の葺き替えや外壁の張り替えなどをいいます。
- ※ 2：外観の色彩を変更する場合とは、屋根や外壁の塗り替えなどをいいます。
- ※ 3：読谷村景観条例による届出と景観法に基づく認定申請は同時に提出が可能です。
- ※ 4：認定後に建築物の計画を変更する場合も同様の手続きが必要となります。
- ※ これらの申請には罰則規定が設けられています。

## ヤチムンの里景観地区に関するお問い合わせ

読谷村役場 都市計画課

住 所：沖縄県読谷村座喜味2901番地  
電 話：(098) 982-9200 (代表)  
F A X：(098) 982-9219